

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

この予防接種は、義務ではなく本人が希望する場合に限り行います。予防接種を受ける前に、医療機関にある説明書をよく読んで、気になるとがあれば医師や看護師に質問し、予防接種の有効性、安全性を理解した上で接種してください。

対象者	①②のいずれかに該当する人で、 <u>自費を含めて過去に高齢者肺炎球菌のワクチンを接種したことがない人</u> ① 呉市に住民票を有する65歳の人 ② 呉市に住民票を有する60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い病気のある人
接種期間	<u>満65歳になる誕生日の前日～満66歳になる誕生日の前日</u>
接種費用	4,500円（接種期間中1回に限る） ※生活保護受給世帯,市民税非課税世帯に属する人は免除（下記参照）
接種場所	呉市内の高齢者肺炎球菌予防接種協力医療機関 ※ 呉市外の医療機関で予防接種を希望される場合は、事前に手続きが必要になりますので、必ず呉市保健所地域保健課に連絡してください。
接種時の持参物	【接種希望者全員】 健康保険証、健康手帳(持っている人のみ) 【昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方】 呉市高齢者肺炎球菌予防接種券（令和5年7月に郵送済み。紛失された方は、改めて交付しますので地域保健課に連絡してください）。

※ 上記対象者の中で、生活保護受給世帯に属する人、市民税非課税世帯に属する人は接種費用が全額免除されますので、次のいずれかの書類を医療機関に持参し、接種を受ける前に、医療機関の窓口提出してください。（有効期限内のものに限る。）

①生活保護受給世帯に属する人

- 被保護者証明書
- 被保護者証明書（緊急時受診用）

②市民税非課税世帯に属する人

- 呉市肺炎球菌予防接種無料券（無料で発行）※必ず原本を提出してください。
（事前に「呉市高齢者肺炎球菌予防接種無料券交付申請書」を地域保健課へご提出ください。
課税状況を確認後、該当者には無料券を改めて送付します。）
- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- 介護保険負担限度額認定証
- 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
- 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証
- 介護保険特定負担限度額認定証

【他のワクチンとの接種間隔】

新型コロナウイルスワクチンを接種した（する）場合は14日以上間隔をおいてください。
なお、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンは同時接種可能です。（要医師と相談）

お問い合わせ先：呉市保健所 地域保健課 TEL(0823)25-3525